平成２２年（フ）第２１５号
北九州市小倉南区企救丘６丁目15番17号
債務者　今村美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１９号
北九州市小倉南区徳吉南１丁目８番14号
債務者　加来　光代
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２０号
北九州市小倉南区横代北町４丁目２番51号
債務者　中村　博毅
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３４号
北九州市小倉南区八幡町23番６号
債務者　延原　明美
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４３号
北九州市小倉南区企救丘２丁目14番27―201号
債務者　冨永　祥子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番22―204号
債務者　小田理栄子（旧姓楫山）
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６０号
福岡県中間市中央４丁目21番２号
債務者　掛水　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７６号
北九州市八幡東区春の町１丁目２番24―306号
債務者　山中　勝之
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７７号
北九州市八幡東区春の町１丁目２番24―306号
債務者　山中チズ子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７８号
北九州市門司区吉志４丁目19番35号
債務者　田中　昌人
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４５号
兵庫県三田市大原1586番地95、従前の住所兵庫県神戸市垂水区東垂水１丁目９番14―301号
債務者　葛迫　明広
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９５号
神戸市垂水区舞子台７丁目３－４―406、住民票上の住所神戸市長田区五番町７丁目３番地の１ワコーレエスタシオン長田803号
債務者　新田　貴士
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２神戸ポートビレジ３号棟901号
債務者　廣田　康哉
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８号
神戸市長田区東尻池町１丁目１番２号　鍛治好勝方、従前の住所埼玉県川口市東川口６丁目19番42号
債務者　鍛治　孝成
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９号
神戸市須磨区北落合４丁目37番２号　山下保方、従前の住所神戸市兵庫区新開地４丁目３番７―1103号
債務者　山下　　敦
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４号
北九州市戸畑区新池１丁目10番８号
債務者　香田　千里
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６５号
北九州市小倉北区弁天町10番20―505号
債務者　田中　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部